

山梨県認知機能低下予防補聴器装用推進事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、加齢性難聴に関する高齢者本人や周囲の早期の気づきと対応への支援により、高齢者の補聴器の早期装用を推進し、社会参加や地域交流を行うことで認知症予防やフレイル予防を促進することを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、山梨県（以下、県という。）と山梨県内の市町村（以下、市町村という。）とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は次に掲げるとおりとする。

1 補聴器購入に係る助成に対する補助

次の（１）の要件を全て満たす市町村の住民が（２）の要件を全て満たす補聴器を購入する際に（３）により助成する市町村に対し、山梨県認知機能低下予防補聴器装用推進事業費補助金交付要綱より補助を行う。

（１）対象者要件

- ア 市町村に住所を有する者
- イ 事業を実施する年度に65歳以上となる者
- ウ 耳鼻咽喉科医師が補聴器の装用を認めた者
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費（補聴器）の支給対象者でない者
- オ 各市町村における介護保険第1号保険料（平成9年法律第123号及び平成11年介護保険法施行令第38条に定める保険料をいう。）の第1段階から第4段階のいずれかに該当する者
- カ 過去にこの要綱による補助を受けたことがない者

（２）対象補聴器

- ア 医師の処方箋に基づき認定補聴器専門店に在籍する認定補聴器技能者から購入する補聴器
- イ 原則、片耳とする。ただし、医師が認めた場合は両耳を対象とすることができる

（３）実施方法

市町村は、市町村が実施する補聴器購入助成への申請者が（１）の要件を満たすこと及び補聴器が（２）の要件を満たすことを確認した上で、申請者が補聴器を購入する前に助成の決定を行い、助成対象者に対し、補聴器購入に係る助成を行う。

2 加齢性難聴に係る普及啓発

県は、加齢性難聴や補聴器に係る正しい知識及び加齢性難聴に早期に気づき、適切に対応することの必要性を市町村の対象者及びその家族等関係者に周知するため、次に掲げる普及啓発を行う。

- (1) 加齢性難聴スクリーニング様式、スクリーニングマニュアルの作成
- (2) スクリーニング実施等による加齢性難聴に早期に気づくための取組
- (3) 研修会やイベント実施等を通じた普及啓発

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。